

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	1-1
処分の種類	土地改良財産の他目的使用の承認の取消し			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良財産の管理等に関する規則第11条			
処分の概要	管理受託者が、土地改良財産を他の目的に使用し、又は使用させた場合の知事の承認の取消し処分。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（土地改良財産の管理等に関する規則第11条第1項1号から3号において具体的に規定されているため。）</p> <p>【参考】 土地改良財産の管理等に関する規則第11条第1項1号から3号 知事は、第6条の規定による承認をした場合において、管理受託財産が次の各号の一に該当したときは、その承認を取り消すことがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理受託財産の管理のために必要が生じたとき。 (2) 管理受託財産を公用又は公共用に供するために必要が生じたとき。 (3) 管理受託者又は他目的使用者がこの規則又は承認の条件に違反したとき。 			
基準の制定根拠	—			